

釧路市職員の
社会・環境等活動（CSR）推進指針

平成20年7月

釧路市

はじめに

昨今、民間企業では企業理念の1つとして企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を果たそうとする動きが見られます。このCSRへの取り組み内容は、企業によって違いはありますが、本来の経営活動を行う中で例えば法令や倫理規範の遵守、顧客への適切な情報開示、環境保全活動などといったことを実践し、顧客の信頼度をより高め、企業として地域や社会全体に様々な形で貢献していくことであり、地域と密接な係わり合いを持つ釧路市役所の仕事とも共通する点があるのではないのでしょうか。

CSRの考え方は、地域住民のために働く地方公務員としては当然のことではありますが、国、地方を問わず全国的に不祥事が続くなど、国民や住民の不信感が増しているなか、釧路市職員があらためて全体の奉仕者としての基本に立ち返り、その責任と役割について再認識する機会を与えてくれることには大きな意味があるものと考えます。

この度策定いたしました「釧路市職員の社会・環境等活動（CSR）推進指針」では、職員の法令や倫理規範の遵守はもちろんのこと、職員自らが身近なところから地域や社会に関わる行動指針を示すとともに、その取り組み項目についても掲載したところです。これを機会に、釧路市版CSRの取り組みが、公私の様々な分野においてより一層活発なものとなっていくことを期待します。

目 次

I	概要	1
II	公的活動における行動指針	2
1	法令及び社会的規範の遵守	2
(1)	コンプライアンスの精神	
ア	公務員関係法令の遵守	
イ	諸法令、社会的規範の遵守	
(2)	法令遵守に係る体制の確立（内部公益通報制度）	
ア	制度の適正な理解と運用	
イ	手続の明確化	
2	信頼の維持・確保及び不信の未然防止	2
(1)	公務員倫理の確立と保持	
ア	釧路市職員倫理規程の遵守	
イ	自己点検による倫理の保持	
(2)	資質の向上及びモラルの研鑽	
ア	職員研修制度	
イ	職員提案制度	
ウ	自己研鑽	
エ	カイゼン運動	
3	環境への配慮	3
(1)	エコオフィスの推進	
ア	省エネルギー・省資源	
イ	ノーマイカーデーの実施	
ウ	廃棄物の減量化及びリサイクルの推進	
(2)	グリーン購入の推進	
(3)	市施設周辺環境美化の推進	
III	私的活動における行動指針	5
1	社会活動への関与	5
(1)	地域活動	
(2)	青少年健全育成支援活動	
(3)	福祉支援活動	
(4)	まちおこし活動	
ア	各種イベントへの参加	
イ	ホスピタリティ精神の醸成	

- (5) 清掃美化活動
- (6) 災害被災地支援活動
- (7) 国際奉仕活動
- (8) その他の社会活動

2 環境への配慮 9

- (1) ごみ減量化、リサイクルの推進
- (2) 省エネルギー
- (3) 環境にやさしい物資の購入と使用
- (4) 水資源の保全
- (5) 交通手段での配慮
- (6) 緑を増やす活動
- (7) その他の環境へ配慮した取組み

3 仕事と家庭の両立 10

- (1) 家庭における役割への関与と実践
- (2) 両立を支援するための勤務環境の整備

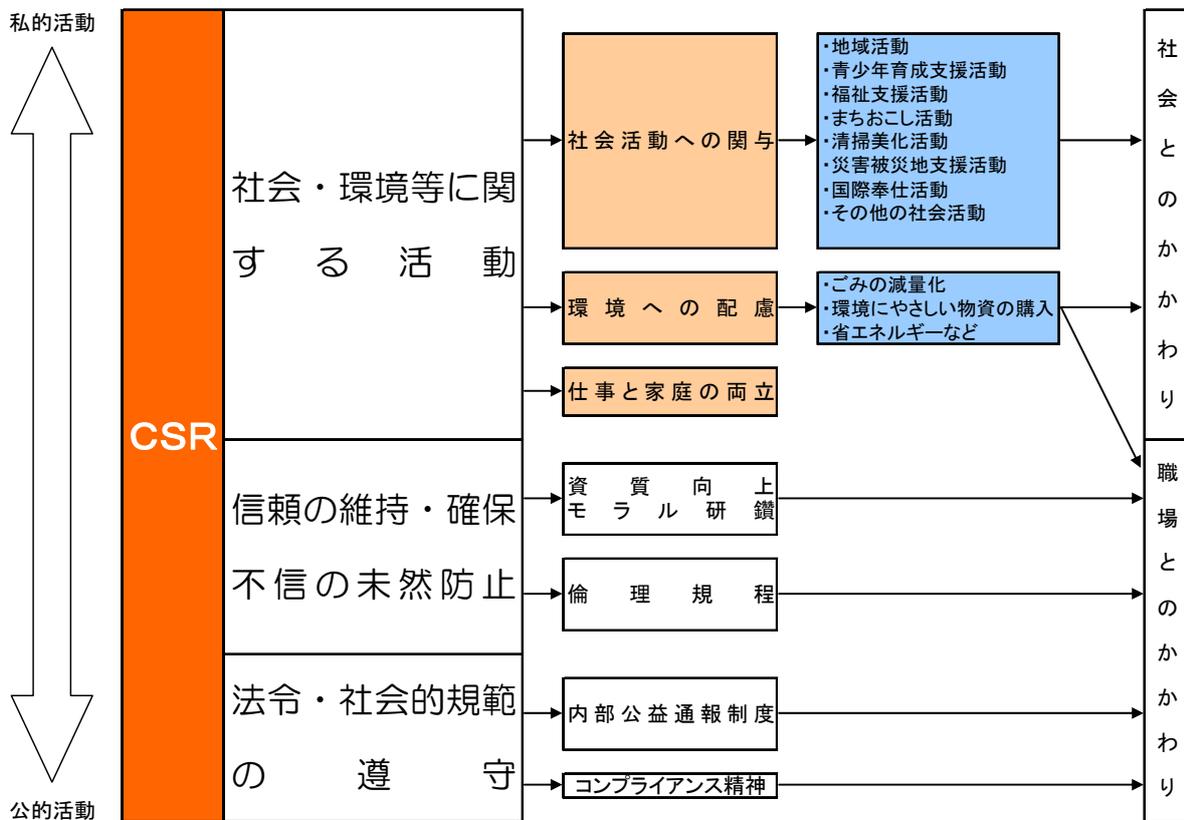
IV おわりに 11

釧路市職員の社会・環境等活動（CSR）推進指針

I 概要

本市は、職員一人ひとりの社会・環境等に関する活動（以下「CSR」という。）に対する意識を高め、法令及び規範等の遵守を徹底するとともに、様々な分野における活動への積極的な関与を実践することにより、市政における公正の確保、市政に対する市民の信頼の維持を図ることを目的として、ここに公的活動及び私的活動における行動の指針を定め、地域、職場及び家庭の日常におけるCSRの浸透及び定着に努めます。

釧路市版CSRのイメージ



釧路市版CSRのポイント

- ① コンプライアンス（法令遵守）の徹底
- ② 公務員倫理の保持
- ③ 公務員としての資質の向上
- ④ 環境への配慮
- ⑤ 仕事と家庭の両立
- ⑥ 地域の一員として果たすべき役割の実践
- ⑦ 社会貢献に対する意識の醸成

Ⅱ 公的活動における行動指針

1 法令及び社会的規範の遵守

(1) コンプライアンスの精神

ア 公務員関係法令の遵守

職員は、市民全体の奉仕者であり、一部の奉仕者ではないことを常に自覚し、地方公務員法をはじめとする公務員関係法令を遵守し、公務に対する信用を失わせることがないように、自らの行動を律しなければなりません。

イ 諸法令、社会的規範の遵守

私たちは、職員であるとともに日本国民であり、釧路市民です。憲法を頂点とするわが国の法令を遵守することはもとより、本市等の条例、規則等に反する行動を厳に慎むとともに、交通道德などの社会的規範においても、他の手本となるよう努めなければなりません。

(2) 法令遵守に係る体制の確立（内部公益通報制度）

ア 制度の適正な理解と運用

内部公益通報制度は、組織内のコンプライアンスをより強化するための手段です。通報者の保護を前提とし、人の生命、身体、財産等の権利利益を害する事実、環境の保全を害する事実、不当な行為の事実等を放置することなく、通報窓口を設置することで職員自らが業務を厳正に執行する意識を高めるうえで有益であると考えられています。したがって、業務妨害、誹謗中傷等不正の目的をもってする通報は、この制度による保護の対象とされないことを十分に理解し、適正な運用が損なわれないよう努めなければなりません。

イ 手続の明確化

公益通報者保護法の趣旨に則り、また、当該制度の有機的な活用が図られることを期待し、平成19年6月に釧路市内部における公益通報の処理に係る手続を「釧路市内部公益通報の処理に関する要綱」に決めました。また、平成20年4月には、制度がより実効的に活用されるための方策として、市の外部にも通報窓口を設置しました。

2 信頼の維持・確保及び不信の未然防止

(1) 公務員倫理の確立と保持

ア 釧路市職員倫理規程の遵守

職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為は、厳に慎まなければならないものですが、これら疑惑や不信の原因となり得る行為は、決して法令違反に伴うものに限りません。法令上の禁止や制限等を受けるものではない場合においても、倫理上の問題として疑惑や不信を生む可能性がどうであるかを十分意識することが必要です。

職員が常に自覚しなければならない公務員倫理の確立と保持に関し必要な事項は「釧路市職員倫理規程」に規定されており、最低限、これらの規定の内容を理解しておく必要があります。

イ 自己点検による倫理の保持

職務に係る倫理の保持に資するためには、日ごろから釧路市職員倫理規程の規定に照らし、自らの行動を点検し、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止するよう努めなければなりません。

(2) 資質の向上及びモラルの研鑽

ア 職員研修制度

職務執行に必要な知識、技能及び教養の向上を図り、全体の奉仕者としてふさわしい職員の養成を図ることを目的とし、職員研修制度を確立しています。主管部において作成する研修実施計画に基づく職場外研修、各所属において計画する職場研修を通じ、職員としてのスキルアップを図るとともに、モラルを養い、高い人格の形成を目指します。

イ 職員提案制度

市民サービスと公務能率を高めるため、職員の意見や提言を幅広く吸い上げ、業務や職場環境の改善に反映させていく制度として職員提案制度及び「あらたメール」の制度があります。眠っているアイデアや一味違った視点からの発想の積極的な応募を期待しています。

今後は、より提案や提言のしやすい制度への改善も研究していきます。

ウ 自己研鑽

課長級職員が、所属長として自らの職責に関する目標を定め、その達成度を自己評価することにより、自身のモラルアップと組織内の効果的、効率的な行政運営を図ることを目的とした自己目標制度を実施しています。

また、職種や職責にとらわれず、分野等は限定せずに、自主研修グループを結成するなど自主研修活動に取り組み自己研鑽に努めるものとしします。

エ カイゼン運動

より効果的、効率的な仕事を進めていくためには、既成概念にとらわれない発想をもって常に仕事に臨み、よりよい方策を見出していくことが大切です。今まで当たり前と思われてきたこと、また、気付かれにくいため見逃されてきた小さなことでも新しい視点で見直し、よりよい方向に改めていくことが「カイゼン運動」です。

今後は、行財政改革への取り組みの源ともなるカイゼン運動に対する職員個々の意識を高め、全職員で継続して取り組んでいきます。

3 環境への配慮

温室効果ガスの排出による地球温暖化の防止は、地球が抱える最重要課題であることは、いまさら言うまでもないことです。釧路市役所もひとつの事業所として、環境問題の解決につながる行動を積極的に推進します。

また、市の各事務所及び事業所において、それぞれの地域の一員として周辺の環境美化活動に取り組みます。

(1) エコオフィスの推進

釧路市エコオフィス活動に基づき、次のとおり環境配慮行動を推進します。

ア 省エネルギー・省資源

印刷及びコピー用紙使用料の抑制、電気使用量の抑制、公用車燃料使用量の抑制、暖房用燃料使用量の抑制、水道使用量の抑制、暖房用以外のガス使用量の抑制

イ ノーマイカーデーの実施

職員のマイカー通勤自粛による自動車燃料使用量の抑制

ウ 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進

ごみ排出量の抑制、分別の徹底による資源化の促進

(2) グリーン購入の推進

釧路市グリーン購入推進基本方針に基づく物品の調達を徹底します。

(3) 市施設周辺の環境美化の推進

市職員が業務に従事している各事務所及び事業所周辺を一定周期で清掃し、それぞれの地域の環境美化に努めます。

Ⅲ 私的活動における行動指針

1 社会活動への関与

(1) 地域活動

職員は例外なくいずれかの地に私生活の拠点を置いており、その居住地域において町内会や自治会に代表される地域自治組織（以下単に「町内会」という。）との接点を持つことが、地域活動へ関与する第一歩です。

地域では、職員はその一員であるとともに、市政情報を近隣住民に発信するメッセンジャーであるべきです。したがって、職員は次の例に示すとおり、率先して町内会との関わりを持つように努めるものとします。

- ・ 町内会への加入
- ・ 町内会行事への積極的な参加
- ・ 近隣に居住する職員が連携し、単位町内会の枠を超えたやや広い範囲（地区連合町内会など）において多種の分野にわたり実施される地域貢献活動への取り組み
- ・ 町内会未設置地域における新規設置への協力
- ・ 上記のほか、下記に掲げる活動

事業名等	内 容	庁内の問合せ先
交通安全指導員会への加入・活動	・交通安全の推進を図るため交通安全指導員会への加入 ・交通安全指導員として街頭指導などへの支援	・市民生活課
鉏路市消防団への入団	・居住区域内の消防団（分団）への入団 ・消防団員として地域における災害救助活動及び防災活動等の支援	・消防本部

(2) 青少年健全育成支援活動

児童、少年の健全な育成には地域社会を構成する住民や組織の支援が欠かせません。地域活動の一環として行われる要素が大きな活動であり、前記の地域活動への関与とあわせて積極的な関与に努めるものとします。

なお、青少年健全育成支援への関わり方の例を以下に掲載します。

事業名等	内 容	庁内の問合せ先
P T A 活動への積極的な参加	・児童・生徒の校内外における生活指導、地域における生活環境の改善・充実などP T A 活動を通じた青少年健全育成の支援	・教育委員会
小中高等学校支援活動（登録・ボランティア活動）	・生徒の健全育成を目的とした登下校時の挨拶運動、交通安全指導などの支援 ・生徒の学習環境の充実を目的とした花壇作り、草刈り、動物飼育、本の紹介、読み聞かせなどの支援	・こども未来課
青少年育成支援活動（登録・スポーツ指導活動）	・野球、サッカー、アイスホッケーなどの各種スポーツ少年団、小中学校などのクラブ活動に対する指導者としての支援	・スポーツ課 ・阿寒生涯学習課 ・音別生涯学習課
児童虐待防止推進事業	・児童虐待防止のための広報、啓発活動として行われているオレンジリボン運動の支援（児童虐待防止推進月間（11月）におけるオレンジリボンの着用等）	・こども家庭課

(3) 福祉支援活動

福祉支援というと、あまりにも範囲が広く漠然としてしまうかもしれませんが、体の不

自由な方や高齢者の日常生活の障がいを取り除くお手伝いをするなど代表されるように、人を支える活動の総称と捉えて差し支えないと思います。

職務を離れた個人としての時間は、明日への新たな活力を生み出す貴重な時間ではありますが、そのうちのほんの少しでも構いません。時間を割き福祉支援活動に力を注ぐことに努めるものとします。

福祉支援は、その関わり方にも様々な段階があります。ボランティアやサポーターの登録をしたうえでの支援が象徴的ですが、その域には達しなくても、個々に許された時間や環境の中で可能な方法を選択すれば、そう難しくはないのではないのでしょうか。

なお、福祉支援活動はその領域がかなり広範囲にわたることから、具体的な事業名は例示しませんが、大きな分野ごとの区分として、次のような関わりが考えられます。

- ・ 日本赤十字、共同募金会等の活動への協力
- ・ 福祉施設及び事業所等の活動へのボランティアとしての協力
- ・ 各種団体が実施する福祉イベント等への参加協力
- ・ 民生委員、児童委員、保護司等の活動への協力

(4) まちおこし活動

ア 各種イベントへの参加

まちの活性化には様々な手法がありますが、イベントの開催もそのひとつです。工夫を凝らした釧路らしいイベントが季節ごとに催されていますが、一人でも多くの職員がこれらに積極的に参加することにより、まちの賑わい創出に一役買うものとします。

なお、誰でも気軽に参加が可能なイベントを以下に例示します。

事業名等	内 容	庁内の問合せ先
くしろチューリップ &花フェア (時期：5月)	・実行委員会の一員としてイベント開催に向けた企画・運営に関する支援（くしろチューリップ &花フェア実行委員会）	・観光振興室
くしろ霧フェスティ バル (時期：7月)	・実行委員会の一員としてイベント開催に向けた企画・運営に関する支援（くしろ霧フェスティ バル実行委員会）	
釧路大漁どんぱく (時期：9月)	・実行委員会の一員としてイベント開催に向けた企画・運営に関する支援（釧路観光協会）	
阿寒ふるさと・ほろ ろんまつり (時期：7月)	・実行委員会の一員としてイベント開催に向けた企画・運営に関する支援（阿寒ふるさと・ほろ ろんまつり実行委員会）	・阿寒町行政センター地域振興課
北のビーナス 蔭まつ り (時期：6月)	・実行委員会の一員としてイベント開催に向けた企画・運営に関する支援（おんべつ振興協会）	・音別町行政センター地域振興課
北のビーナス冬まつ り (時期：2月)	・実行委員会の一員としてイベント開催に向けた企画・運営に関する支援（おんべつ振興協会）	
くしろ市民北海盆踊 り (時期：8月)	・踊り手の一員としての参加（くしろ市民北海盆 踊り会）	・観光振興室
くしろ氷まつり (時期：2月)	・氷像づくりへの参加 ・実行委員会の一員としてイベント開催に向けた企画・運営に関する支援（くしろ氷まつり会）	・観光振興室

くしろ港まつり・各種パレード (時期：8月)	・各種パレード隊の一員としての参加（くしろ港まつり会）	・港湾空港振興課
---------------------------	-----------------------------	----------

イ ホスピタリティ精神の醸成

頻度の差はあっても、旅行の経験がない人はいないでしょう。旅行先でその土地の魅力を感じるのには、決して景色や食だけではありません。人の親切に触れてこそ、その土地の素晴らしさが印象として残るものです。釧路を訪れる方々に好意をもって接し、丁重にもてなす「ホスピタリティ」の精神を醸成し、職員一人ひとりがガイド役という意識を持つよう努めるものとします。

なお、観光ガイドとして参加可能なものを以下に例示します。

事業名等	内 容	庁内の問合せ先
釧路観光ガイド	・釧路の観光名所における観光ガイドとしての参加（釧路観光ガイドの会）	・観光振興室

(5) 清掃美化活動

豊かな自然と美しい風土を守るとともに、住みよい快適な生活環境を保持するため、清掃美化活動に取り組むものとします。職域や居住地域はもちろんのこと、市や各種団体が主催する活動への積極的な参加に努めるものとします。

なお、市内で行われる清掃美化活動を以下に例示します。

事業名等	内 容	庁内の問合せ先
春採湖クリーン作戦 (時期：4月)	・環境保全の意識の向上及び啓発の促進、また自然保護への関心を高めることなどを目的とした春採公園内のごみ拾いへの参加（釧路市マチをきれいにする推進協議会）	・環境事業課
ごみゼロキャンペーン「集まれ！ごみひろい隊」 (時期：5月、10月)	・環境保全の意識の向上及び啓発の促進、また自然保護への関心を高めることなどを目的とした地域のごみ拾いへの参加（釧路市マチをきれいにする推進協議会）	・環境事業課
環境美化活動	・環境保全の意識の向上及び啓発の促進、また自然保護への関心を高めることなどを目的とした地域のごみ拾いへの参加（釧路市連合町内会）	・市民生活課 ・阿寒町行政センター市民課 ・音別町行政センター市民課
北大通花街道市民ボランティア (時期：6月～10月)	・釧路市の顔、北大通を広く市民の協力を仰ぎ花で埋め尽くす活動「北大通花街道」への参加（釧路商店街振興組合連合会）	・商業労政課
フラワーポート事業 (時期：5月～10月)	・釧路市の海と空の玄関口である釧路港と釧路空港を花で彩る「フラワーポート事業」への参加	・港湾空港振興課
花いっぱい運動 (時期：6月～11月)	・阿寒本町地区及び阿寒湖温泉地区における国道240号沿線のマリーゴールド等の植栽への参加（阿寒町花いっぱい運動推進委員会、阿寒湖温泉地区町内会連合会）	・阿寒町行政センター地域振興課 ・阿寒町行政センター阿寒湖温泉支所
花いっぱい運動 (時期：5月)	・音別町地区における国道38号沿線のコスモスの植栽への参加	・音別町行政センター建設課
国道38号沿線花壇整備・道路清掃 (時期：6月)	・音別町地区における国道38号沿線の花壇整備や道路清掃への参加	・音別町行政センター地域振興課

(6) 災害被災地支援活動

全国、全世界で災害による被害が頻発しています。釧路も地震の多発地帯であり過去に

何度も地震による大きな被害に見舞われていることから、決して他人事と見過ごすことはできません。被災地支援のためにどの程度のかかわりが持てるかは、期間や手段を含め大きく個人差の出るところではありますが、個々の職員が可能な限度における支援に努めるものとします。

なお、本市では、被災地支援を事由とした次の休暇等の制度が用意されています。

- ・ ボランティア休暇制度
- ・ 海外姉妹都市等における活動に対する自己啓発等休業制度

(7) 国際奉仕活動

独立行政法人国際協力機構（JICA）による開発途上地域における奉仕活動を中心に、国際協力の促進に資する外国における奉仕活動が展開されています。本市としても、これら活動に対する職員の協力を推奨します。

なお、本市では、一定の当該奉仕活動への従事を事由とした自己啓発等休業制度が用意されています。

(8) その他の社会活動

以上に記載した社会活動の種類は、ごく一部の例示に過ぎません。職員一人ひとりの様々な社会との関わりの中で、多くの分野における社会貢献の可能性が広がるものと思います。職員が個々に関わった貴重な経験を、是非、職員全員に紹介して下さい。

なお、以上の分野に属しない社会活動や保健医療、文化、芸術、スポーツを通じた活動の例を以下に掲載します。

事業名等	内 容	庁内の問合せ先
国際交流活動（ホームステイ受入など）	・ 海外の姉妹都市などからの訪問者に係るホームステイ受入先としての支援 ・ 釧路国際交流ボランティアの会会員として通訳、案内などの支援	・ 企画課
消費者協会会員登録・活動	・ 消費者の擁護や増進を目的とした消費者協会への会員登録による消費者保護に関わる啓発支援	・ 市民生活課
釧路市民救急サポーター活動	・ 応急手当を普及させ、救命率を向上させることを目的とした救急ボランティア「救急サポーター制度」の参加	・ 消防本部
くしろ健康まつり	・ 家族、地域組織などによるイベントへの参加	・ 健康推進課
釧路市指定天然記念物“キタサンショウウオ”卵塊調査・人工池草刈り作業	・ キタサンショウウオの卵塊数の支援 ・ キタサンショウウオの生息地の確保を目的とした人工池周辺の草刈作業などの支援	・ 生涯学習課
芸術・文化振興団体会員登録（ペキタまつり活動支援）	・ 芸術・文化の振興を目的とした釧路アートギャラリー協力会などへの登録 ・ 市立釧路美術館における「ペキタまつり」でのイベント支援	
展覧会作品解説	・ 生涯学習センター及び市立釧路美術館で開催される展覧会において作品解説者としての支援	
読書週間事業	・ 図書館で開催する子ども達への本の読み聞かせに関わるイベントでの読み手としての支援	

くしろスポーツフェスティバル	・家族やグループなどによる参加	・スポーツ課
釧路湿原マラソン大会	・家族やグループなどによる参加 ・沿道から一般選手への応援などを通じた支援	
総合型地域スポーツクラブ活動	・地域住民のスポーツ活動の拠点となる市内8つの総合型地域スポーツクラブへの参加	
釧路湿原全国車いすマラソン大会	・沿道から一般選手への応援などを通じた支援	・社会福祉課
地域の歴史・文化講座	・地域の歴史・文化に関する講座への講師またはスタッフとしての支援	・博物館
希少野生動物の保護活動	・タンチョウ、シマフクロウの生態調査のための足環付け作業及び追跡調査への参加 ・野生のオオワシ、オジロワシの生息数調査への参加	・動物園

2 環境への配慮

地球温暖化の防止は、最終的には個人一人ひとりの取組みにまで及ばなければ、効果が現れないと言われています。二酸化炭素排出の最も大きな原因である石油などの化石燃料の燃焼をいかに抑制するか。地球規模、国家規模、自治体規模、企業規模等で様々な対策が講じられていますが、家庭又は個人として、誰もがちょっとした意識の変化でできると思われる項目を以下に例示しました。

無理をしてはせっかくの決意も長続きはしないものです。自分や自分の家族には容易なこと、可能なものから順次取入れ、環境にやさしい生活の実践に努めるものとします。

なお、環境にやさしい生活の実践例を以下に掲載します。

事業名等	内 容
ごみ減量化・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・耐久性の高い製品の購入と修理等による長期利用 ・簡易包装商品の選択と過剰包装の辞退 ・買い物用袋（マイバッグ・エコバッグ等）の持参によるノーレジ袋の促進 ・外食時におけるマイ箸の使用 ・再資源化のための分別収集の徹底 ・生ごみのコンポスト化 ・再生資源を活用した製品の積極的な使用 ・不用となった衣類、家具等の不用品交換等による再利用の促進
省エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・不必要な照明の消灯、高効率な照明への切換え ・冷暖房の適正な温度管理と運転時間の短縮 ・電化製品の購入や買い替え時における省エネタイプ商品の選択
環境にやさしい物資の購入と使用	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク商品等、環境への負荷が少ない製品や機器の選択 ・再生紙等、再利用品の選択 ・リターナブル容器を用いた商品、詰替え可能な商品の選択
水資源の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・節水機器の導入 ・使用済みの油や生ごみの下水道への不放流 ・水切り袋の使用 ・廃油の回収 ・風呂の残り湯の洗濯への利用
交通手段での配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・家族構成や用途を考慮した無駄の少ない自動車の選択 ・低公害車、低燃費車の選択 ・外出時における公共交通機関や環境への負荷が少ない交通手段（自転車

	など)の利用促進 ・急発進、急加速の回避、アイドリングストップなどエコドライブの励行
緑を増やす活動	・庭、ベランダ等での植栽による緑を増やす努力 ・緑を守り、増やすための地域活動等への参加
その他の環境へ配慮した取組み	・環境講座等、環境学習会への参加 ・資源回収活動等、地域活動への参加 ・環境家計簿による環境負荷管理の実施

3 仕事と家庭の両立

(1) 家庭における役割への関与と実践

CSRの目的は、社会の最小単位である「家庭」への貢献を含むことは言うまでもありません。家庭との関わりの中では、家族との団らんの時間を確保し、配偶者や子どもなどと接する機会を増やすことにより円満な家庭を築くこと、子育てや親の介護に関し、家庭の一員としてその役割を担うべき立場にあることを再認識し実践することなどが、これに該当するものと思われます。

今一度、家庭において自分が果たしている役割を見つめ、より積極的な関与と実践に務めるものとします。

(2) 両立を支援するための勤務環境の整備

職員が仕事と家庭の両立を実現するためには事業主の支援が不可欠です。市は、次のとおり勤務環境を整備し、仕事と家庭の両立を支援します。

ア 家族と接する機会を確保しやすい環境を整備するため、年次休暇等の取得を促進し、家庭貢献の大切さに関する職員相互の理解を深めるための啓発活動を行います。

イ 安心して子どもを生み、育てることができる環境を整備するため、次世代育成支援対策推進法に基づく「釧路市特定事業主行動計画」を着実に推進し、職場理解の啓発や育児に関する諸制度の拡充に努めます。

ウ 子育て支援や介護など職員個々が置かれた家庭環境に応じ、多様で柔軟な働き方の選択を可能とするため、従前からある育児休業制度や介護休業制度に加え、平成19年10月に導入した育児短時間勤務制度などのより有効な活用が図られるよう、諸制度の周知やこれらが取得しやすい職場の環境づくりに努めます。

エ 時代に応じた職員のニーズを的確に把握し、施設の改善、新たな制度の創設を検討し、その実現に努めます。

オ その他勤務環境の整備に関連する法令整備の動向を的確に把握し、適宜、本市の制度に反映するよう努めます。

Ⅳ おわりに

以上が、釧路市職員の社会・環境等活動（CSR）推進指針です。

ここに示した行動基準のひとつひとつは決して新しい提案ではなく、私たちが市職員として職務にあたる上での基本的な事項であり、また、私生活を営むにあたって平素から住民一人ひとりが持つべき意識の例示に過ぎません。

しかし、あたりまえともいえるこれらの意識を、職員個々が、現在よりもう一段上位に据えることにより、所期の目的の達成につながることを期待するものです。